

事業実施・助成ガイドライン細則 10 調査および事業実施にかかる方針

第1章 安全確保

(通則)

第1条 実施団体は、あらゆる場合において、当該事業の執行に携わるスタッフの安全確保の責任を負う。

(安全確保)

第2条 実施団体は、国際援助機関・組織等で定められた安全上の措置を取ることが求められる。

- 2 実施団体は、国際援助機関・組織等から発せられる安全上の情報収集に留意するとともに、危険を回避する行動を常に優先して取る。
- 3 実施団体は、調査および事業の着手前に、緊急時の連絡手段・体制について事務局へ提出し、事務局は当該情報を管理するとともに、必要に応じて、外務省、在外公館等に対し情報提供する。
- 4 実施団体は、実施地選定、現金の取り扱い、通信、輸送手段、車両管理、緊急退避計画策定等において、安全対策を持つことが望まれる。
- 5 事務局および実施団体は、外部へ情報発信する場合は、安全面で支障をきたさないために最大限の配慮を行う。
- 6 実施団体は、紛争地域で事業を実施する場合は、以下の点について留意する。また、事務局が求める場合は、具体的な対応計画を提出する。
 - (1) 紛争地域における緊急人道支援活動の実績のある団体が、経験を有するスタッフのみによって、調査および事業を実施する。
 - (2) 当該地域において国際援助機関・組織の国際スタッフが活動しており、実施団体が、国際援助機関・組織と密接な協力体制下にあること。
 - (3) 実施団体は、治安情勢が悪化した場合に備え、撤退計画を事前に作成し、事務局に提出する。
 - (4) 実施団体は、在外公館、外務省、および事務局との連絡体制を構築するとともに、常時通信可能な体制を維持し、毎日1回は連絡を入れる。
 - (5) 実施団体は、活動に伴う危険を十分に認識した上で、実施団体のリスクで活動を行うことを再確認する。

(保険)

第3条 実施団体は、事業実施にあたって現地で従事する国際スタッフに対して、原則 3000 万円以上の死亡保障額を確保した旅行障害保険（紛争地域に関しては、戦時特約保険）に加入しなければならない。なお、実施団体は、必要に応じて労働者災害補償保険の海外特別措置を申請することが望ましい。

(資質向上)

第4条 加盟団体は、平素から、UNHCR 等のトレーニングコースの受講等により、健康管理、安全確保に必要な資質の向上に努める。

(適用範囲)

第5条 上記は、国際スタッフ、現地スタッフ、帯同家族、請負業者全てに適用されることが望ましい。

第2章 事業実施に関する方針

(事業実施に関する方針)

第6条 JPF および加盟団体は「国際赤十字、赤新月運動及び災害援助を行う NGO のための行動規範 (Code of Conduct for the International Red Cross and Red Crescent Movement and NGOs in Disaster Relief)」を遵守する。

2 JPF および加盟団体は事業実施にあたり「人道支援の必須基準 (Core Humanitarian Standard)」、および「人道憲章と災害援助に関する最低基準 (Sphere Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response)」とその関連基準 (Companion Standards) に定められている基準を満たすよう努める。

(モニタリング・評価に関する方針)

第7条 事業実施に当たっては、団体が独自でモニタリング・評価の体制を持つことが求められる。JPF または JPF が委託する外部機関がモニタリング・評価を行う場合は、実施団体は、必要な協力および資料の提出を行う。

(連携に関する方針)

第8条 現地での各クラスター会議等、国際社会の連携調整機能に参加し、他援助機関との調整を実施しながら、事業を形成すること。

個人、団体、政府や関連機関との協力、補完関係などにおける連携にあたっては、以下の点に配慮する。

- (1) 信頼構築やコミュニケーションを通じ効率的な連携関係作りに努める。
- (2) 異文化や多様性へ配慮する。
- (3) 連携において、全ての関係者がそれぞれの役割、目的、責任や権利を明確にする。その際、パートナー団体に事業の一括請負をさせることはできない。
- (4) 連携において、全ての関係者が事業実施のオーナーシップ及び、成功や失敗やその他の影響における責任を共有する。
- (5) 相互の団体の独立性、自立性を尊重して連携する。

- (6) パートナー団体のスタッフや連携のリスクを最小限にするよう努める。
- (7) パートナー団体の能力をサポートし、強化することに努める。現地連携パートナーの依存性を高めたり、組織の弱体化を招いてはならない。

第3章 性的搾取、虐待からの保護（PSEA）に関する方針

（目的）

- 第9条 JPF および加盟団体は、国内外の人道支援現場において性的搾取、虐待がなくなることに努め、支援関係者によるいかなる性的搾取、虐待も容認せず、これらの発生を予防し、全ての受益者および被災地の住民が安全に過ごすことができることを目指して、性的搾取、虐待からの保護（PSEA：Protection from Sexual Exploitation and Abuse）に関する方針を定める。
- 2 性的搾取、虐待が発生する要因となる人種、宗教、性別等によるいかなる差別や不平等をなくし、平等かつ尊厳ある支援の実施を目指す。性的搾取、虐待が発生、もしくはその可能性を確認した場合には、被害者/サバイバー中心の対応を行い、守秘義務を徹底し、被害者および通報者の保護を行い、適切に対応することが求められる。

（適用範囲）

- 第10条 本方針は、加盟団体の職員や提携、協力団体の職員だけでなく、加盟団体の役員、契約するコンサルタント、ボランティア、調達業者、守衛、ドライバー、またジャーナリスト、著名人、政治家といった支援活動に関わる人々を含み、これらに限定されない。

（定義）

- 第11条 国内外の人道支援現場において、支援関係者による以下の行為を性的搾取、虐待とする。

性的搾取 (Sexual Exploitation :SE)とは、脆弱性、力の格差、信用を悪用した他者による実際、または未遂の性的な搾取を指す。また、性的な搾取から金銭的、社会的、政治的な利益を得ることを目的とする場合を含む。ただし、これらに限定されない。

性的虐待 (Sexual Abuse: SA)とは、強制的に、または立場の不平等や威圧的な状況を悪用した、性的な身体への危害の脅し、または実際の被害を指す。

（参照：国連事務総長 2003 告示「性的搾取、および性的虐待からの保護のための特別保護；Secretary General’s Bulletin on Special Measures for Protection from Sexual Abuse and Sexual Exploitation, 2003/13 (ST/SGB/2003/13), 日本語版「PSEAH 性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護 実践ハンドブック」 CHS Alliance ）

(基本方針)

第12条 JPF および加盟団体は、**人道支援の必須基準** (CHS: Core Humanitarian Standard)、**機関間常設委員会 (IASC) の6つのコア基準 2019** ([IASC Six Core principles Relating to SEA, 2019](#))、を理解し、これらを遵守する。また、**IASC による PSEA 最低基準** ([Minimum Operating Standards, PSEA by own Personnel](#)), [IASC PSEA Task Force Members, 2012](#)) に定められている基準を満たすよう努める。

2 加盟団体は、性的搾取、および虐待 (SEA) の予防に努めなければならない。支援事業は、様々なグループにおける SEA のリスク分析を行い、リスクに対する脆弱性の理解に基づいて計画・実施する必要がある。また、以下の項目を含んだ行動規範、あるいはそれに準ずる団体の規定等を定めることが求められ、事業に関わる加盟団体の職員、提携団体、および業者など全ての関係者にもこれらを周知する。

- (1) 支援関係者による性的搾取・虐待は重大な違反行為であり、解雇の事由となる。
- (2) 支援関係者は 18 歳未満の子どもと性的関係を持つことは禁止。これが合法である国においても、同様に許容されない。行為の相手の本当の年齢を「知らなかった」という口実は正当な理由にはならない。
- (3) 支援関係者は、金銭や雇用、物品、サービスの提供と性行為を交換することは禁止。これらの事項の提供を約束することも同様。その国の法律に関わらず売春行為に金銭を支払う行為を含む。
- (4) 支援関係者は、受益者となりうる地域の人と性的関係を持つことを禁止する。このような行動の結果、人道支援活動は不誠実で信頼に値しないものとみなされかねない。
- (5) 支援関係者は 所属する組織、および別の支援組織の職員による性的搾取、虐待の疑いを抱いた場合、所属機関が定めた手続きに従って報告する義務がある。
- (6) 支援関係者は、性的搾取、虐待を予防・防止するための環境を作り、維持する義務がある。すべての管理職はこうした環境維持のシステムを構築する責任がある。

第4章 広報・啓発活動基準

(広報・啓発活動)

第13条 広報・啓発活動とは、JPF の理念に則り、JPF の活動が理解されることを促進するために行う次に掲げる活動をいう。

- (1) 事業実施にかかる事業広報・啓発
- (2) 事業実施にかかるメディア等への対応
- (3) JPF の役割等についての一般的広報

(広報・啓発活動に資する情報の提供)

第14条 事務局は、必要に応じて加盟団体の了解を得つつ、前条の活動を行う。

- 2 加盟団体は事務局から求めがある場合には、真正な情報を速やかに提出する。また、事務局からの要請がなくても JPF の広報に資すると思慮される情報の提供に努める。

(広報・啓発活動にかかる協力)

- 第 15 条 加盟団体は、事業実施地において、事務局関係者が、JPF の広報・啓発活動にかかる情報の収集・記録を行う場合は、可能な限り協力するものとする。

(共同広報・啓発活動)

- 第 16 条 事務局は、第 7 条の広報・啓発活動を効果的に実施するために必要な場合、加盟団体と共同して広報・啓発活動を行うことができる。

(広報斡旋)

- 第 17 条 事務局は、加盟団体の活動に関する取材の申し込みがあった場合、その広報効果を勘案した上で、加盟団体に斡旋する。その場合、加盟団体は、助成金の供与を受けている旨、取材者に説明する。

(報告)

- 第 18 条 加盟団体は、事業実施について独自に取材を受けた場合、前条の規定に準じて説明するとともに、その要旨を事務局に報告する。

(ビジビリティーの確保)

- 第 19 条 加盟団体は、支援事業を実施する場合、財源措置されている関係事務所、直接資器材、人員等に対して、「JPF ロゴ」を付すなどして、ビジビリティーの確保に努める。ただし、加盟団体が安全上の観点から不相当であると判断する場合は適用しない。

(ホームページ表示)

- 第 20 条 加盟団体は、加盟団体のホームページの事業活動紹介において JPF から助成金の供与を受けている活動については、助成金の供与を受けている旨、表示する。

(活動報告会への対処)

- 第 21 条 加盟団体は、JPF の事業報告会等について事務局から参加依頼がある場合、職員を出席させ、対処するよう努める。

(常任委員会報告)

- 第 22 条 事務局は、加盟団体による事業実施地での広報活動、協力状況を取りまとめ、常任委員会へ報告する。

(JPF の役割等についての常時の広報活動)

第23条 加盟団体は、JPF の役割、意義、活動全般にわたり、あらゆる機会を通じて、可能な限り、広報に努める。

(団体名の表示)

第24条 事務局は、第7条各号に掲げる広報・啓発活動の実施にあたり、加盟団体より提供された情報、広報資料等を使用する場合、団体名を表示する。

附則

- 1 本細則は2008年度第2回 JPF 常任委員会の承認を経て、2008年5月20日より施行する。
- 2 本細則は2016年度第13回 JPF 常任委員会の議決により改正し、2017年3月17日から施行する。
- 3 本細則は2021年度第7回 JPF 常任委員会の議決により改正し、2022年4月1日から施行する。